

発達障害のある学生の修学・就労支援

西村優紀美

富山大学保健管理センター

I. 発達障害のある学生への合理的配慮

発達障害のある学生への支援を行う上で、まずはその法的根拠となるところを十分に理解しておく必要がある。2016年4月に施行された「障害者差別解消法」により、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務ないし努力義務となった。2017年4月、文部科学省は「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、検討結果を「第二次まとめ」として公開した。高等教育段階における支援の在り方について基本的な考え方と対処法、教育方法や進学・就職等、大学が取り組むべき内容や留意点を示している。

合理的配慮の決定手順として、まずは学生自身からの支援に関する意思の表明が必要となるが、発達障害学生の場合、その特性上、修学上の困難さを言葉で表したり、自分に必要な配慮を適切に伝えたりすることが苦手なことが多い。そのため、支援者は学生からの申し出がない場合も、適切と思われる配慮を提案するために当該学生と話し合い、学生が適切な支援要請ができるように支援を行う必要がある。

合理的配慮の決定に際して、適切な配慮について検討するための根拠資料が必要となる。たとえば、適切な医学的診断基準に基づいた診断書や標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、入学前の支援状況に関する資料等がそれに当たるが、学生が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も根拠資料として有効である。また、これらの根拠資料がなくても、学生に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無にかかわらず合理的配慮の提供について検討することが重要である¹⁾。

学生と大学支援者との「建設的対話」の在り方は非常に重要であり、担当する支援者は学生の自己選択・自己決定を尊重しながらも、判断に必要な情報を提供し、学生の意思決定を支援する必要がある。大切なことは、障害学生と支援者が協働してどのような工夫や配慮が必要なのかを一緒に考えていくことである。決定した配慮内容は、それが学生の学びを保障するものでなければ当該学生にとっての合理的配慮であるとは言えない。障害特性と周囲の環境、学生のこれまでの経験等を包括的にアセスメントし、個人のニーズに合ったものであるかどうかの検証を細やかに行っていく必要がある。

II. 個別支援と合理的配慮

富山大学では、学生支援センター アクセシビリティ・コミュニケーション支援室（以下、支援室）を置き、障害のある学生の修学支援と就職活動支援を一体的に行っている。

支援は、障害学生からの申し出だけが出発点でなく、授業担当教員や学部教職員、家族からの相談から始まることもある。その際は、学生本人との面談を行って支援の必要性を検討している。多くの場合、修学上の困りごとを主訴として面談が開始されるので、学生は定期的に支援室に訪れ、支援者と共に問題の解決策を考える。必ずしも「障害があるこ

と」が条件ではないので、診断がない学生も気軽に支援室を利用している。

診断がない学生には、支援者が本人への聴き取りや行動観察等の大まかなアセスメントを行い、発達障害の特性があれば、個別支援を開始する。問題の多くは、学生本人ができる工夫や対処方法を見つけていくことで解決するが、本人の工夫だけではうまくいかない場合、病院受診を勧め、医学的診断や心理検査等の結果を根拠に「合理的配慮の内容」の検討を行うことになる。

このように、富山大学では、①医学的診断の有無にこだわらず、修学上の困難さが、特性によるものであると想定される学生を支援の対象にして、修学上の困りごとへの解決策を見つける個別支援と、②コンプライアンスに基づき、医学的診断書や各種心理検査の結果及び入学前の支援状況を根拠とした合理的配慮の提供、という二通りの支援方略を並列的に行っている。学生の状況によっては、たとえ診断があっても個別支援だけで修学上の困りごとが解決する場合もあり、必ずしも合理的配慮を求める必要がない学生も多い。病院受診に関しては、非常にデリケートなことから含んでおり、そのことを来室の条件にすることで、問題解決から遠ざかってしまう学生もいる。本学では、とりあえず修学上の困りごとへの個別支援を行い、その中で学生に特性への気づきを促し、病院受診の必要性に納得した場合、病院紹介を行っている。合理的配慮の提供は、そのプロセスを経てからでも遅すぎることはない。

障害者に対する合理的配慮の考え方が導入されることによって、教育機関においては、障害のある人への支援は、『善意』から『法令遵守』となった。しかしながら、大学教育の理念・目標を達成するための教育環境の整備や教員による指導の工夫は、教育者としての基本的な態度として持ち合わせている。障害のある学生への支援は、より個別性が高い関わりが必要となるが、支援者は発達障害のある学生が、大学や社会の財産として広く認知され、彼らの持つ豊かな才能が社会全体の発展に寄与することを念頭に、彼らが日々体験している「生きにくさ」を軽減し、彼らのもつ能力、個性が開花できるような環境へのアクセスを保証するというビジョンを掲げ支援を行っている²⁾。

II. 発達障害学生に対する包括的支援

修学支援に関しては、学部教職員や他の支援機関と連携する必要がある。学生には、支援のプロセスを説明し、必要な情報を支援室と学部教職員と共有することについて了解を得る必要があり、支援チームの関係性と役割分担を説明している。具体的には、支援室では、「スケジュール管理」や「合理的配慮に関する調整」、「実習サポート」などを行い、授業に関しては授業担当教員と必要な配慮について検討する。また、同じ支援部署である保健管理センターでは学生のメンタルサポートを行っているが、精神面の状況が落ち着き、学業に復帰できる状態になった学生は、保健管理センターから支援室に修学支援が依頼されることになる。一人の学生に対して、保健管理センターと支援室がそれぞれの専門性をもとに協同しながら支援を行うシステムが構築されている。

就職に関しては、学内外の支援部署や支援機関と連携が必要である。発達障害のある学生の場合、在学中に就職が決まらないケースもあり、在学中から学外の支援機関との連携を念頭に置いて支援を行う必要がある。就職活動は一般の学生と同様の時期に開始するが、専門科目の授業や卒業論文への影響が大きい場合、まずは卒業を優先させ、優先順位のつけ方やスケジュール管理の方法をアドバイスする。

個別性の高い発達障害学生への支援を効率的に行うための工夫は重要である。発達障害学生を支援する組織のマネジメントには、知識創造の場としての「チーム支援」が有効である。具体的には、一人ひとりの学生への支援を1つのプロジェクトと見なし、支援関係者全員の専門性を尊重し、学生本人も支援チームに参画することで、効率的な支援が展開できる。また、うまくいかない支援ケースを基にチーム構成員で改善策を考え、試行錯誤の中での失敗を、すぐに支援の改善に活かすための話し合いが行われる²⁾。

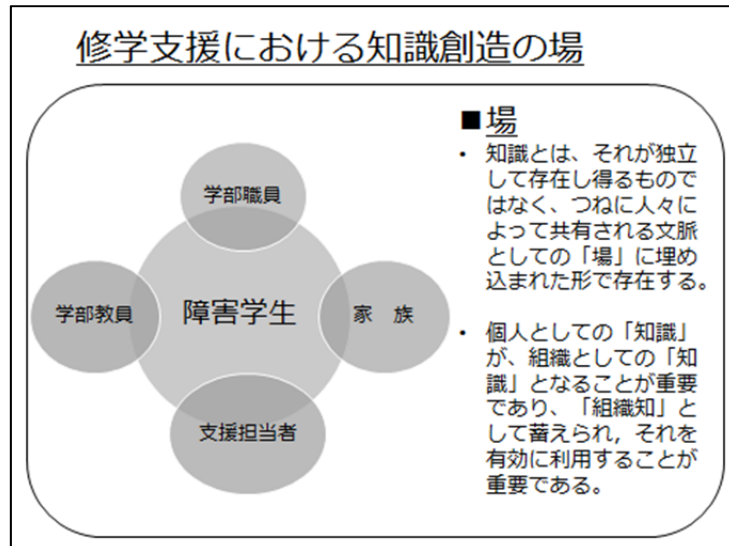


図1 プロジェクト型チーム支援

1. 支援の開始に当たって～支援者の態度～

支援を行うにあたって、学生に支援内容・支援方法に関しての同意を得るようにしている。支援者が学生に求めることは以下のとおりである。

- ①支援室での定期的な面談を受け、自分自身の修学状況を整理する。
- ②支援内容に関しては、さまざまな情報を得たうえで、自己選択・自己決定する。
- ③学部・学科等、情報提供の範囲と情報の範囲を決める。
- ④生活面の状況把握のために、支援者が家族と情報共有することを了承する。
- ⑤他の学生への説明は、どの範囲でどのように伝えるかを考える。

大学（教員・事務職員・支援者）と学生（家族も含む）との対話は、支援に関する確認事項が多くなってしまうものの、本質的には、「大学と学生との関係性」をより良いものにし、適切な学びの環境を創っていくための協力関係を取り結ぶ場でもある。支援者は、発達障害の特性を熟知し、彼らが相談しやすい支援者、専門性を携えた支援者であるために研鑽を重ねていく必要がある。

学生との面談で重要なことは、彼らの語りによって描かれる状況をできる限り事実に沿った語りとして表現することができるような「聞き方」である。たとえば、学生が教員にきつく叱責されたと思い、途方に暮れている場合、支援者は学生がそう感じた気持ちを受け止めつつも、そのままの文脈で判断するのではなく、丁寧に周辺の状況を聞き取っていく必要がある。どのような時も、学生との対話では支援者がニュートラルな態度で学生の語りを聞き、学生の考えを整理していくという態度が必要であり、学生が支援者の態度や感情に左右されることなく、正確に語るができるような配慮が必要である。

2. 実行を支える支援～行動に焦点化された対話～

大学における支援の特徴は、発達障害学生の社会的コミュニケーションの障害や実行機能の障害を念頭に置いた「実行を支える支援」が支援の中核となる。

定期面談により、学生は支援者との対話を経ているなくても、対処法を考え、自己決定できるようになる。そして定期面談の内容は、「一緒に考える」という段階から、「学生が考えた（行った）対処法について振り返り検討する」段階に進んでいく。このような変容の中で、定期面談そのものの回数が減っていき、週一回の定期面談から隔週になり、月に一度の面談になっていく。最終的には、「困ったときに相談に訪れる」というところに落ち着き、学生は自律的な学生生活を送ることができている現実に大きな自信を持っていくこととなる。

修学上の問題は減少して面談の必要性はなくなったが、これまでの自分の行動の振り返りによって、自身の障害特性に気付き面談を求めてくる場合もある。いわゆる、障害受容や自己理解に関する語りが面談の中で行われていく。支援室では基本的には心理面接は行わない方針ではあるが、修学支援を通して自己を見つめる段階に至った学生に対しては、その流れの中で自己語りに耳を傾けることも重要な支援である。過去の語りは苦しみを伴い、感情が揺さぶられることもあるが、支援者との安定的な関係性の中で、過去の出来事の認識が変容していくことも多い。それが可能になるのは、「今、できていること」が確実にあり、いくつもの成功体験があるからである。ある学生は、「これまでは頑張ってもよい結果になったことがなかった。考える前にパニックになっていたが、今はその予感がするときにわかってきました。そんな時、考えをノートに書きだし、優先順位を番号でつけると、自然に気持ちが落ち着いてきます。メモ帳は私の必需品です」と自身の変容と対処法について語った。

3. 就職活動支援と職場定着支援

大学3年生後期から4年生の時期は、就職活動が開始される時期である。支援学生は、これまでの修学に関する定期面談と並行して、就職活動に関する面談が加わっていく。発達障害の学生の場合、他の学生との交流で就職活動のイメージを作っていくことが難しいため、支援室では、「就職活動の進め方」を一から説明し、一つひとつの課題に取り組んでいく。たとえば、①職種・業界の選択や働く地域の選択、②エントリーシートの作成、③応募手続きの履行まで、確実にできるようなサポートを行う。④面接練習は、就職・キャリアサポートセンターで担当してもらうことも多く、支援室では、その振り返りや復習を行い、定着を図っていく。

障害者雇用枠での就労を目指す学生の場合、在学中は落ち着いて卒論制作に取り組み、まずは卒業を目指した支援が行われる。障害者雇用枠を目指す就職活動は、就労支援機関と連携する必要があるため、在学中に就職先が決まることは稀で、卒業後に就労支援機関や就労移行支援事業所を経て就職に至るケースが多い。そのため、大学の支援者は就労支援機関の担当者に、当該卒業生の特性の正しい理解と大卒の発達障害学生の支援のコツを知ってもらうために引き継ぎを行なっている。

卒業後の支援は、支援室立ち上げの頃にはなかった支援である。卒業時に就職が決まらない学生がいて、就職活動をどのように続けていけばよいかわからないという卒業生の声を聞き、卒後も就職活動支援を継続するに至った。

平成27年度・28年度の支援学生の就職状況を見ると、在学中に就職先が決まったケー

スの多くは、一般の学生と同様に就職活動を行い、支援室と並行して就職・キャリア支援センターも利用しながら就職先を決めている。企業分析や自己PRなどの作成は、時間をかける必要があるため支援室で行い、就職・キャリア支援センターでは面接練習等を指導してもらおうというような連携を行っている。

一方、卒業までに就職に至らない支援学生の半数は、引き続き一般枠での就職活動を継続している。公務員試験や国家資格取得のための試験を受ける場合や、引き続き自身の得意な分野を生かすことができる企業にトライする機会が多い。また、同じく卒業までに就職に至らなかった学生のうち、障害者雇用枠での就労に切り替え、就労支援機関の利用を開始する学生もいる。多くはコミュニケーション上の課題を指摘され、面接でうまくいかなかったケースであり、あらためて本人及び家族と就職活動の方向性を再検討していくことになる。障害者雇用枠での就職の場合、診断を受けることや障害者福祉手帳の申請、就労支援機関の利用等、さまざまな手続きが必要となるため、支援室では、「就職支援ガイド」を作成し、①就職活動準備、②就職活動、③就職後の三段階に分け、必要な情報をQ&A式にして学生への説明資料としている⁴⁾。就職した卒業生に対して、フォローアップ支援を提案している。大学での修学支援がどのように職場に適応し、職業人として自立していくのかを知りたいという気持ちで始めたフォローアップ支援ではあったが、定着に至るまでの移行支援の重要性を実感した。

Ⅲ. 「学ぶ」と「働く」を支える支援

支援室で行っている「学ぶ」と「働く」を支える支援において、支援の連続性の意義を述べたい。

まず、修学支援による学生の成長を支える基礎となるのは、学生自身が大学生活を安定的に送ることができるという実感である。その実感と安心のなかで自分自身の特性を肯定的に理解し、諦めることなく自己対処法を模索していくことができる。結果、現実の大学生活を自分の力で充実して送れているという自信が、社会参入の時期になって、あらためて自分自身の特性上の強みを発揮した就職を目指そうという決意につながると考えている。

一方、職場定着支援における卒業生との対話からは、職業人としての自覚の芽生えをみることができる。

職場環境への適応が進んでいくと、多くの卒業生は、職業人としての自覚を語り始める。「先輩方に褒められると嬉しい。もっと高度な技術を身につけて、会社の役に立ちたい。」などの言葉が、フォローアップ面談で聞かれることもある。また、休みを取るタイミングがわからず、疲れが見え始めた卒業生には、「ワーク・ライフ・バランスという言葉がありま

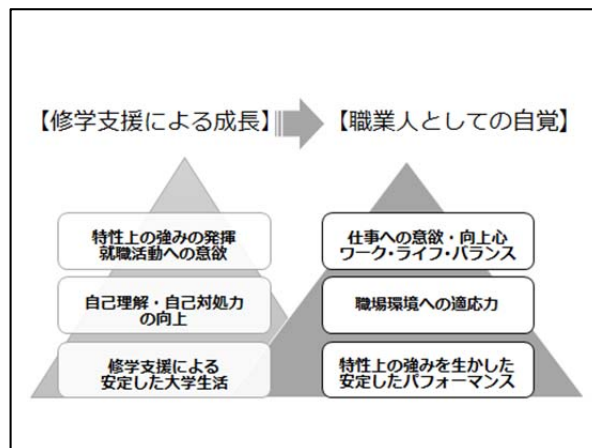


図2 「学ぶ」から「働く」へ

す。休みをとり、好きな電車の旅をしてリフレッシュしてみませんか」とアドバイスをすることで、有給休暇を取ることができるようになっていく。QOL という言葉の概念やワーク・ライフ・バランスという言葉の概念が、「働くこと」を支える場合も多い。

大学から企業へと環境が大きく変わり、学生の立場から社会人の立場になっていくプロセスをしっかりと支えるためには、支援者間の情報の引継ぎだけでなく、双方の支援者が協同し冗長的に関わることが、移行期の支援には必要であると考えている。

また、障害者雇用枠の就職であれば、入社後、障害特性に対しては合理的配慮の提供が行われ、特性の強みを生かした仕事内容を期待されるので、安定したパフォーマンスを発揮できる環境から出発することができるが、一般雇用枠で就職した場合、会社には配慮を求めることはできない。このような状況が少なからずあるなか、大学支援スタッフによるフォローアップ支援は、企業に直接アプローチはできないが、会社員としての態度や同僚・上司との関係性等、卒業生の疑問に応える形で支援を継続することができる。

富山大学では、発達障害のある学生を支援して12年目を迎え、このような学生や卒業生の成長を見るにつけ、社会全体で彼らを丁寧支えていく支援の重要性を感じる。環境を整えていくことで、彼らの素晴らしい能力が、社会に貢献できる能力へとつながっていくことは、実際に支援をしている者の大きな喜びとなる。元来、真面目で何事にも一生懸命な性質を持っている彼らを、社会の財産として育てていきたいと強く思う。

<参考文献>

- 1) 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- 2) 桶谷文哲(2015) 大学における発達障害者のキャリア支援2. 大学から社会へ—発達障害のある大学生への社会参入支援. (梅永雄二編) 発達障害のある人の就労支援. 金子書房.
- 3) 吉永崇史・斎藤清二・西村優紀美(2012) 発達障害学生を支援する組織のマネジメント—富山大学におけるアクション・リサーチ. CAMPUS HEALTH.
- 4) 西村優紀美(2018) 発達障害のある大学生の支援～修学支援から就職後の支援まで～. 学園の臨床研究. 17, 5-14.